

## 近代日本農村における初等教育の定着

— 広島県賀茂郡上黒瀬村の事例 —

梶井 一 暁

(キーワード：近代日本、初等教育、上黒瀬村、学校沿革誌)

### はじめに

本稿は、近代日本における地域の初等教育事情を明らかにする作業の一環として、広島県賀茂郡上黒瀬村の事例を検討するものである<sup>1</sup>。前稿までに、同様の作業意図のもと、同郡の下黒瀬村と板城村を扱っている<sup>2</sup>。

まず、上黒瀬村をとりあげる関心を述べる。現在の黒瀬町に含まれる同村は、明治22(1889)年、町村制の施行に際して成立した<sup>3</sup>。すでに扱った下黒瀬村や板城村などとともに黒瀬地域を構成する。同地域は県中南部の賀茂台地の小盆地に位置し、黒瀬川や村内に散在するため池を主要な灌漑水源とする農業集落を形成した。近代を通じ、農業以外の産業の成長は微弱であり、純農村としての性格が強かった。また、農業生産に依存したこの地域にあって、著しい人口収容力の増大はみられず、現住人口は停滞傾向にあった。黒瀬地域にみられるこのような産業や人口に関する農村状況は、おおよそ瀬戸内の内陸盆地の農村の一般的状況を示している<sup>4</sup>。上黒瀬村をとりあげるのは、瀬戸内農村の典型例のひとつとしての関心をもつためである。特色ある農村や先進的な農村としてというよりは、むしろ一般的な農村としての関心のもと、同村に展開された初等教育の歴史を跡づけたい。

つぎに、その跡づけ作業を進める際の資料の問題である。これまで、近代日本における地域の初等教育のありようの究明は、学校日誌類の学校資料や村役場資料に含まれる学事関連資料などが豊富に残る地域を中心に進展をみた<sup>5</sup>。上黒瀬村を含む黒瀬地域や賀茂郡の場合、必ずしもこれらの資料の残存に恵まれない。資料面での困難な事情を抱える黒瀬地域や賀茂郡は、研究蓄積が手薄である。下黒瀬村や板城村と同様、上黒瀬村も、学校日誌類や学事関連資料などをこんにちに伝えない。厳しい資料の残存状況のなか、着目するのは、学校沿革誌類である。沿革を記述するというその基本的性格のため、学校沿革誌類は児童や教師の日常場面を伝える内容に乏しい。このような学校沿革誌類は、これまでの教育史研究において、必ずしも有望視されてきた資料ではない。しかし、資料が限られる上黒瀬村にあって、学校沿革誌類がもつ意味は大きい。それが伝える内容や情報をよみとる作業

は、同村に生じた初等教育をめぐる営為を明らかにするにあたり、欠かせない。本稿では、この作業を基軸に、適宜、他の関連資料も紹介しつつ、考察を行いたい。

以下、上述の関心と資料にもとづき、上黒瀬村の初等教育事情の素描を進める。

### 1. 資料の特色と考察の留意点

現在の黒瀬町立上黒瀬小学校は『沿革誌』を保管し、尋常小学校時代以来の沿革記述作業をこんにちまで継続してきている。『沿革誌』のベースは、明治32(1899)年1月の作成の着手となる「上黒瀬尋常小学校沿革誌」である。以降、これに沿革が書き重ねられ、いまにいたっている<sup>6</sup>。「上黒瀬尋常小学校沿革誌」とその継続記述を綴じ、「沿革誌」の標題をもつ表紙が与えられている簿冊が、現役の資料である『沿革誌』である。

『沿革誌』の冒頭部分をなす「上黒瀬尋常小学校沿革誌」の「例言」は、つぎの3点を記している。以下、これを示し、沿革記述の方針を確認する。本稿の考察は、この方針のもとに記述された内容や情報を中心に行うものである。あわせて、考察を進める際の留意点にも言及する。

第一は、「本誌ハ教育ノ隆替変遷等二関スル事項ヲ編年体ニ記述スト雖モ明治十八年以前ニアリテハ記録ノ考証ニ資スベキモノナシ、由リテ其ノ梗概ヲ記スルニ止ム」である<sup>7</sup>。編年体による記述は、学校沿革誌類の基本的特色である。下黒瀬村や板城村に伝わった学校沿革誌類も、その記述は編年体による。学校沿革誌類は、この編年体という記述スタイルゆえの資料的制約をもつ。編年体で記される内容は、教育法制度や学校経営に関する重要事項に偏る。学校生活の日常場面を記述する箇所は、ごく限られる。沿革記述にあらわれる教育法制度の変遷を押さえ、そのなかでどのような学校経営の模索や展開があったかをとらえることを、本稿の基本課題とする。可能な限り、学校の日常を伝える情報をひろう。

第二は、「本誌記述ノ便ヲ図リ組織ノ沿革、職員ノ沿革、監督官庁長官并管理者学務委員ノ沿革、校舎校具器械ノ沿革ノ四部二分テリ年月ニ依リテ併観スルヲ要ス」である。この4部構成は、項目の表記や内容にいくらかの異

同はあるものの、前述の両村に残る学校沿革誌類とほぼ共通する<sup>8</sup>。4部のうち、もっとも紙幅を割き、記述内容が充実するのが「組織ノ沿革」である。本稿では、主に「組織ノ沿革」を検討し、他の部は適時に参照する。扱う時期は、比較的記述が詳しい明治期とする。また、資料の本体部分である4つの沿革記述に加え、「学級数ト職員数トノ関係」、「経費累年比較」、「学齢児童就学歩合累年比較」などの諸表も掲載する。諸表の一部は図表化し、考察に用いる。

第三は、「本校ノ沿革ニ関係セル他学校ノ沿革概略モ特ニ小文字ヲ以テ其間ニ挿入ス」である。前稿までに扱ったふたつの学校沿革誌類にはみられない方針であり、興味深い。この挿入記述を通じ、他校との関係や他校への関心をうかがうことができると期待される。しかし、該当する記述は確認できない。その理由や事情は判明しない。

## 2. 『沿革誌』にみる上黒瀬村の初等教育事情

### (1) 近代初等教育の始動

#### ① 「学制」期

明治初年、「強恕館」と「南方校」が、上黒瀬村の前身である当時の宗近柳国村と南方村に、それぞれ創業した。両校は「学科目及教授ノ秩序ナク単ニ習字科ヲ主要トシ之ニ付随シテ生徒各自ノ希望ニ応ジ珠算ヲ授ケ」、「経費ハ生徒随意謝儀ヲ以テ教師ノ酬勞ニ充テタ」という。近世の手習所の慣習を色濃く残すところに特色があった。

明治5（1872）年、「学制」が頒布された。「此学制ニ基キ明治七年三月両公立小学校ヲ創立シーヲ宗近小学校ト称シーヲ南方小学校ト称」した。「校舎ノ沿革」によると、前者は「明治ノ始メゴロ寄付金ヲ募リ」、「藁葺校舎ヲ新築」したものを利用し、後者は民家を「賃借」した。小学校の創業時、どの小学校も新築校舎を確保できたわけではなかった。民家や社寺を借用して校舎にあてる対応はしばしばみられた<sup>9</sup>。

表1 明治初年の宗近柳国村と南方村の小学校

年度	校名(所在)	教員(人)	生徒(人)		
			男	女	計
明治7 (1874)	強恕館(宗近柳国村)	1	85	13	98
	誠議館(宗近柳国村)	1	55	43	98
	誠意館(南方村)	1	46	10	56
	誠治館(南方村)	1	53	12	65
明治8 (1875)	強恕館(宗近柳国村)	1	77	5	82
	誠意館(南方村)	1	73	11	84
	誠治館(南方村)	1	9	7	16
明治9 (1876)	宗近学校(宗近柳国村)	1	78	9	87
	柳国学校(宗近柳国村)	1	12	0	12
	南方学校(南方村)	1	75	15	90
明治10 (1877)	長貫学校(南方村)	1	10	8	18
	宗近学校(宗近柳国村)	1	59	1	60
	南方学校(南方村)	1	27	10	37

\*『文部省年報』による。

「学制」期、教育階梯は小学、中学、大学とつらなつた。ボトムの小学は、下等小学と高等小学に大別された。宗近小学校と南方小学校は、ともに下等小学であった。原則、下等小学は6～9歳の児童を在学させ、10～13歳の児童は上等小学に通うことが求められた。下等小学である両校は、6歳以上の児童に修業年限4年の教育課程を用意する基礎教育機関であった。

基礎教育課程を担う両校の「教科ハ綴字・習字・単語ノ読み方・算術・修身・単語ノ暗誦・会話ノ読み方・単語ノ書取・本ノ読み方・会話ノ暗誦・地理ノ読み方・養生法ノ口授・会話ノ書取・読本輪講・地理輪講・物理学輪講・書牘文法」であり、「書牘文法ハ除クコト」ができた。教科書は「五十音図、いろは図、単語図、連語図、濁音図、半濁音図、色図、日本数字掛図、算用数字掛図、羅馬数字掛図、加算九九図、減算九九図、乗算九九図、除算九九図、単語篇、学問ノ勸メ、啓蒙天地文、地球ノ文、究理問答、天変地異窮理図解、地理初歩、日本国尽、世界国尽、日本地図、万国地図等」であり、「明治七年小学校教則及校則」にのっとったものであったようである。以降、「小学読本、三字経、大統歌、小学算術書」(明治8年)、「日本地誌略、万国地誌略、日本史略、万国史略」(同9年)の書目もみえる。もっとも、以上の教科と教科書に関する記述は、その実施や使用の実際を明らかにするものでない。近世の学習文化と一線を画する近代の教育文化が、現場でどのような受容状況や定着状況にあったか、詳らかでない。

小学校の進級は、明治10年代まで、学年制によらず、等級制によつた。両校の4年課程は全8級からなり、「毎級修業ハ六ヶ月ト定メ学齢児童ノ始メテ入ルモノヲ第八級トシ次第二進ミテ第一級ニ至リ全科ヲ卒業スルニハ修業年限四ヶ年ヲ要」した。等級制は、周知のように、試験制とセットで機能した。明治11（1878）年、県は「小学校教則及校則ヲ發布」し、「試験ハ三様二分チ一ヲ尋常試験ニヨリ定期試験トシ三ヲ卒業試験」とした。「尋常試験ハ毎月末之ヲ行ヒ一組中ノ座次ヲ進退ス、定期試験ハ毎級ノ終リニ之ヲ行ヒ卒業試験ハ全科修業ノ終リニ之ヲ行ヒ」、「毎科ノ点数五分ノ二以上ヲ得タルモノヲ及第トシ其他ヲ落第トス」と定めた。「其教科目ハ読物・講義・書取・画学・作文・習字・算術(珠算)等」であった。当時の一般的状況として、少なくない児童が7～8級で退学したり、在学しても出席しなかつたりしたことが指摘されている<sup>10</sup>。両校の状況がどのようであったか、興味深い。学籍簿類が残存すれば、進級や原級留置の状況を考察できるが、資料の伝来を聞かない。

#### ② 「教育令」期

明治12（1879）年、「学制」が廃され、「教育令」が公布された。「自由教育令」とも称される同令は、施策の弾力化を推進した。それは就学規定の大幅な緩和によく

示されている。同令は、従来の修業年限8年を4年まで短縮できることとし、児童はその4年間のうちに最低16ヵ月就学することを定めた。人びとの「向学」を待つ「教育令」は、しかし、その理念とはうらはらに、混乱の事態を招来することともなった。『沿革誌』は「当時人民未タ向学ノ度高カラズ随テ弊害百出シ或ハ自由教育ノ説起リ其極小学校ニ関スル諸般ノ事業頗ル頽弛崩解殆收拾スヘカラザル境遇ニ至レリ」と記す。この混乱は宗近小学校と南方小学校のみにみられたものではなかった。同趣旨の記述を下黒瀬村や板城村に残る学校沿革誌類からも確認できる。周辺地域一帯も同様の状況にあったことが推察される。「頽弛崩解」という事態の具体的な内容は定かでない。

翌13(1880)年、はやくも「教育令」は改正された。これを受け、翌年、小学校教則綱領が制定された。小学校の種別は、下等小学と高等小学の2区分から、「初等科中等科高等科ノ三等」となった。明治15(1882)年、宗近小学校と南方小学校は「初等科中等科ヲ併置」した。

両校は初等科の教科に「修身・読書・習字・算術ノ初歩及唱歌・体操」、中等科の教科に「修身・読書・習字・算術・地理・歴史・図画・博物・物理・農業・商業・裁縫女子・唱歌・体操」を揃えた。ここで留意したいのは、教科における修身の位置である。旧「教育令」期、教科は「読書・習字・算術・地理・歴史・修身ノ初歩トシ之ヲ必修科ト定メ」られ、修身は最末尾にあげられる教科にすぎなかった。これが筆頭教科となった。儒教主義的な教育内容が復しはじめ、福沢諭吉の『学問のすすめ』が教科書として使用が禁じられるようになるのは、このころである。

両校が併置した初等科と中等科の修業年限は「各三ヶ年」であり、「両科ハ各六級」からなった。「毎級各六ヶ月」である。児童は3年の就学が求められた。各級の進級は、やはり試験によった。基礎課程である初等科に入学した児童は、全6級を進み、同科を修了するまでの3年間、幾度の試験を突破しなければならなかった。試験は「三種」あり、「毎月末」の月次試験、「每学期末」の定期試験、「毎等科最后ノ学期末」の大試験が待ち受けた。「月次試験ハ当月課業ヲ試ミ生徒ノ優劣ヲ判シ其ノ座次ヲ進退スル者ニシテ毎月末之ヲ施行スルモノ」、「定期試験ハ当期ノ課業ヲ試ミ生徒ノ進否ヲ検シ其ノ学級ヲ進ムルモノニシテ每学期末之ヲ施行ス」るもの、「大試験ハ初等科若クハ中等科若クハ高等科ノ課業ヲ試ミ生徒ノ得業ヲ検定スルモノニシテ毎等科最后ノ学期末ニ之ヲ施行ス」るものであった<sup>11</sup>。中等科へ進学する児童は、さらに試験を経験していくこととなった。頻繁の試験に対する児童の反応や試験の効用はどのようであったか、考察する資料を欠く。進級状況や原級留置状況も不明である<sup>12</sup>。

明治18(1885)年、再び「教育令」が改正された。

これにともない、賀茂郡は「学区内幾多ノ小学校ト小学教場トヲ設置」した。翌年、宗近小学校と南方小学校が合併し、宗近柳国村に片山小学教場が開設された。小学教場は、財政的基盤を欠き、小学校の設置と維持が困難な地域に開設される教育機関であった。「小学校ハ組織完全ニシテ授業料ヲ徴収シ連合村費ヲ以テ其ノ経費ヲ補足シ適当ナル教員ヲ配置シ毎日五時間完全ナル教育ヲ施ス所」であり、「小学教場ハ授業料ヲ徴収セズ全ク連合村費ヲ以テ維持シ毎日三時間以内卑近ナル教育ヲ施シ以テ貧民就学ノ便ヲ得セシムル所」であった。小学教場の施設は一般に簡易であり、専用の校舎をもたず、社寺や民家の一部を利用するものが多かった。片山小学教場は村民の「居宅ヲ借り受ケ之ヲ修理シテ校舎ニ充用」した。明治10年代は「地ニ都鄙ノ別アリ人ニ貧富ノ差アリ」、「人民未タ向学ノ度高カラズ」状況にあった。このようななか、授業料を徴収せず、児童を長く拘束しない小学教場は、それゆえ、地域の実情に適し、初等教育の普及を底流で支える役割を果たすところがあったと思われる。片山小学教場が提供した教育内容や村民との関係は判明しない。

### ③ 「小学校令」前期

明治19(1886)年、「小学校令」(第1次)が發布され、小学校の種別は「尋常小学科高等小学科及簡易小学科ノ三種」となった。尋常小学校と高等小学校を基本課程とし、地域の事情によって尋常小学校に代用する簡易小学校が認められた。翌年、片山小学教場は「柳国簡易小学ト改称」した。小学教場の系譜をひく簡易小学校は、ときに「貧民学校」と蔑称されることもあった。授業料は徴収しなかった。賀茂郡の小学校の多くは、この簡易小学校であった<sup>13</sup>。

簡易小学校の修業年限は3年、教科は「読書・作文・習字・算術」であった。これに対し、尋常小学校の修業年限は4年、教科は「修身・読書・作文・習字・算術・体操」であり、「土地ノ状況ニ依リテハ図画唱歌裁縫ノ一科若クハ数科ヲ加フルコトヲ得」た。授業時間も異なり、簡易小学校は毎週「十八時」、尋常小学校は毎週「二十五時半乃至二十八時半」であった。

簡易小学校として出発した同校は、同年中に「柳国小学校ト称シ」たという。詳細はわからないが、尋常小学校の組織を具備したということであろうか。そうであるならば、当時、郡の小学校の多くは簡易小学校であったから、他校にさきんじた改組であった<sup>14</sup>。改組の背景に、それを後押しする村民の「向学ノ度」の高揚があったことも推測される。しかし、検証する資料をもたない。

## (2) 小学校の村立化

市町村制の施行による地方自治制度の整備にあわせ、明治23(1890)年、「小学校令」が改正された。これを

受け、翌年、「柳国小学校」は「上黒瀬尋常小学校ト改称」した。すでに同22(1889)年、宗近柳国村と南方村が合併し、上黒瀬村が発足している。同校は、旧村時代も含め、村が自らの責任において維持する、はじめての「村ノ公立」の小学校であった。

明治24(1891)年、賀茂郡は従来の郡一学区制と郡共通教育財政制をやめた。つまり、「小学区ヲ廃随テ本部共通経済ヲ止メ尋常小学校ヲ設立維持スルハ其ノ町村ノ義務ニ帰ス、因テ本校モ本村ノ公立トナ」った。このことは、村は自身の村費をもって小学校を運営しなければならないこと、そして児童を通わせる保護者から授業料を徴収しなければならないことを意味した。これまで、上黒瀬村の小学校運営は、小学教場時代や簡易小学校時代に確認されるように、「全ク連合村費」や「共通経済」によった。授業料の徴収も、明治当初の一時期を除き、行われなかった。小学校の村立化にともなう村費運営と授業料徴収は、村と村民が迎える新たな局面であった。

『沿革誌』は翌25(1892)年の状況を「小学校令全部実施セラレハ以テ是ヨリ教育上諸般ノ設備ハ町村ノ責務ニ帰シタルニ依リ普通教育モ漸次旺盛ニ至ルベキ筈ナルモ之ヲ實際ニ徴スル否ラザル以所ノモノハ想フニ町村ニ於テハ支弁スベキ費途多端ニシテ独り教育事業ニ費スコト能ハザル情況ト又教育ノ事タル無形ニシテ其ノ成績ヲ永遠二期スベキモノナルニ依リ他ノ事業ノ如ク眼前ニ其利益ヲ拾取スルコト能ハサルニ依リ之ニ熱心スルモノ少キニ職由ス、然レドモ之ヲ数年前ニ比スレバ稍其面目ヲ改メシニハ相違ナカルベシ」と記す。同令によって小学校設置義務と教育費受益者負担原則が村にもちこまれた。しかし、これに即応しうる財政面と意識面の両面での準備がない村側の実態が浮きあがる。同趣旨の内容の記述が下黒瀬村と板城村の学校沿革誌類にもみえる。先述のように、賀茂郡の多くの村はこれまで尋常小学校を設置できず、簡易小学校で代用してきた。そのなか、いち早く尋常小学校の組織を整えたと目される上黒瀬村にあっても、他村と同様、国の方策と村の実態のずれに難渋した事情はかわらなかったということであろう。

小学校の村立化にあたり、上黒瀬村はふたつの課題を抱えることとなった。第1は村費で負う教育費であり、第2は授業料の徴収である。このうち、第1について、考察の手がかりを欠く。同村がどのように村費から教育費を支弁し、村の教育財政を軌道にのせたか、関心ある問題であるが、『沿革誌』は関連記述を留めない。また、この時期の村の歳入出報告書類も手にはいらないうえ、村費に占める教育費の割合を算出できない。

第2の村民に馴染みの薄い授業料の徴収について、『沿革誌』は若干の記述を載せる。明治26(1893)年、上黒瀬尋常小学校は「始メテ授業料ヲ徴収」した。「其ノ方法ハ生徒ノ学年及貧富ノ程度ニ依リ総テ十等二分チ一人

一ヶ月ノ最多額六錢五厘最少額壹錢」とするものであった。同年の県の授業料規則は、尋常小学校の授業料を「一ヶ月五拾錢以下一錢以上」の範囲に定めていたから<sup>15</sup>、同校は低額に設定した。授業料の初徴収に際し、村民はどのように反応したか、これに関する記述はない。徴収は同30(1897)年までつづき、「同年三月限り授業料ヲ廃」した。興味深いのは、「授業料ヲ廃セリ、然レドモ従来徴収スル額僅少ナリシ故カ別ニ就学ニ影響ヲ見ザルナリキ」という。その意味するところは、授業料の廃止は就学を促す要素とならなかつたということであろうか。換言すれば、授業料の徴収が就学を妨げる要因となっているとの判断から、同校はその廃止を決め、就学の促進を期したところがあったのであろうか。のちに同校の就学動向自体は概観する<sup>16</sup>。しかし、就学問題と授業料問題の関係については、考察のための情報が乏しく、試みえない。

### (3) 就学動向

近代日本の初等教育がめざましい普及をとげ、高い教育水準を誇ったことは、よく知られている。賀茂郡の就学率を男女平均で確認すると、つぎようになる<sup>17</sup>。

明治10年代なかごろに就学率は50%をこえた。つづく20年代はじめにふるわなかつた時期があったものの、20年代なかごろには60%に届いた。そして、30年代はじめに80%に達すると、遅くとも明治35(1902)年には90%を突破した。その後も上昇し、30年代おわりから40年代はじめにかけて、ほぼ完全就学となるにいたった。

上黒瀬村はどうであったか。『沿革誌』におさめられている「学齡児童就学歩合累年比較」は、明治28(1895)年度以降の数値を掲載する。表2に整理し、就学率の推移図を示した。明らかな間違いを除き、資料中の数値をそのまま表示した<sup>18</sup>。

上黒瀬村の就学動向は郡を上回る進展をみせた。郡の男女平均就学率が60%台を推移していた明治20年代後半、同村のそれは80%台に達していた。90%台への到達も、郡に先行した。前述のように、郡がそれを達するのは同35(1902)年度においてである。つまり、同33(1900)年の「小学校令」(第3次)によって4年制の無償義務教育制度が確立してからのことであった。上黒瀬村の就学率は、同令の公布にさきだつ同31(1898)年度の時点で、すでに90%台を達成していた<sup>19</sup>。

着目すべきは、上黒瀬村の高い就学率を支えた、好調な女子の就学動向である。たとえば、女子就学が振るわず、その就学対策が課題であった下黒瀬村と対照的である。一般に男子の就学率は女子のそれよりも高く、男女差が存在した。賀茂郡では、明治20年代に男子は70%台で推移するのに対し、女子は50%台にとどまった。男子が90%台に到達する30年代はじめ、女子は80%台に届くものの、完全就学に近づく30年代おわりまで男女差

表2 学齡児童就学歩合累年比較

年 度	学齡児童			就 学									不 就 学						就 学 歩 合			
	和 暦	西 暦	男	女	計	本年度卒業			其他ノ卒業			現 在 就 学			猶 予 免 除			男	女	計		
						男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計					
明治28	1895	172	131	303	13	7	20	25	14	39	77	50	127	28	26	54	29	34	63	66.86	54.20	61.39
明治29	1896	130	109	239	1	2	3	41	10	51	73	73	146	3	10	13	12	14	26	88.46	77.98	83.18
明治30	1897	150	122	272	23	10	33	16	6	22	97	85	182	1	9	10	13	12	25	90.67	82.79	87.13
明治31	1898	140	117	257	10	12	22	25	7	32	96	85	181	0	4	4	9	9	18	95.71	88.89	91.44
明治32	1899	142	109	251	15	9	24	26	14	40	95	79	174	0	0	0	6	7	13	95.78	93.58	94.82
明治33	1900	143	111	254	18	6	24	34	27	61	79	71	150	12	4	16	0	3	3	91.61	93.69	92.52
明治34	1901	142	105	247	6	4	10	62	28	91	68	61	129	6	8	14	0	4	4	95.78	88.57	93.12
明治35	1902	132	110	242	13	10	23	57	33	90	75	74	149	0	2	2	0	1	1	100.00	97.27	98.76
明治36	1903	124	106	230	15	12	27	45	28	73	60	56	116	4	10	14	0	-	-	96.77	90.57	96.52
明治37	1904	118	105	223	29	12	41	45	43	88	73	62	135	2	6	8	0	-	-	98.31	94.29	96.41
明治38	1905	137	123	260	20	17	37	61	54	115	76	69	145	2	8	10	2	-	2	98.54	93.50	96.15
明治39	1906	138	121	259	12	9	21	59	46	105	67	66	133	-	-	-	2	-	2	97.83	100.00	96.23
明治40	1907	132	121	253	16	5	21	60	46	106	64	70	124	-	-	-	2	-	2	98.49	100.00	99.21
明治41	1908	132	122	254	-	-	-	59	46	105	66	73	139	-	-	-	2	-	2	98.49	100.00	99.21
明治42	1909	131	116	247	-	-	-	31	35	68	81	75	156	-	-	-	2	-	2	98.49	100.00	99.21
明治43	1910	123	96	219	15	8	23	32	21	53	74	67	141	-	-	-	2	-	2	98.36	100.00	99.08
明治44	1911	122	118	240	15	12	27	20	18	38	85	88	173	-	-	-	2	-	2	98.36	100.00	99.17

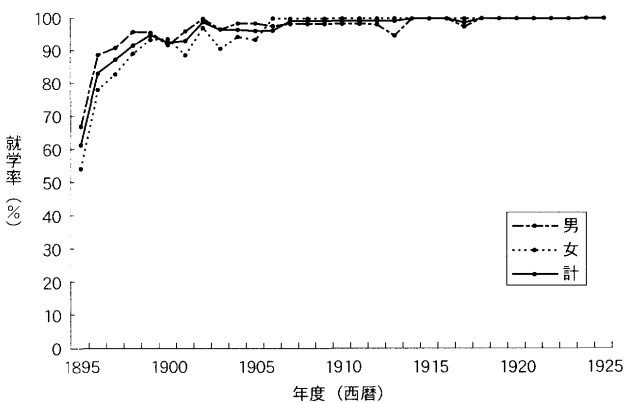


図1 就学率の推移

は残った。上黒瀬村の場合、図示したように、就学率とその推移における男女差は小さかった。同村の男子の就学率が低かったわけではない。上昇する男子の就学率を女子のそれが追い、「小学校令」(第3次)の公布の前年、はやくも女子の就学率は90%をこえた。

上黒瀬村にみられた好調な就学動向の理由について、一般背景に社会経済状況の好転、村民の教育意識の醸成、就学督励策の効果、授業料徴収の廃止などがあったことは考えられる。しかし、それらに加えて、同村に固有の要因があったのかは、よくわからない。周知のように、裁縫教育の充実、女子を意識した就学対策のひとつである。伝統的に女子の必須の技術と考えられてきた裁縫は、保護者が望む教育内容であった。小学校が裁縫を教えることは、送り出し側である保護者に対するアピールとなった。『沿革誌』も記すように、明治12(1879)年の「教育令」は「殊ニ女子ノ為ニハ裁縫ヲ加フルコトヲ得」と定め、裁縫科が登場した。はやくから裁縫教育は女子の就学率を高める手段として奨励されていた。上黒瀬尋常小学校が「裁縫科教員一名加え」<sup>20</sup>、「裁縫科ヲ実

施シ尋常科第三学年以上ノ女児童ヲシテ履修セシ」めるのは、同36(1903)年のことである<sup>21</sup>。その実施時、すでに同村の女子の就学率は90%をこえていたから、一般にいう低迷する女子の就学動向を打開するための方策であったとは考えにくい。軌道にのった就学動向のなか、たんに不就学女子への呼び水としての効用の期待から、裁縫科を実施したのであろうか<sup>22</sup>。

#### (4) 高等科の併置と進学

上黒瀬尋常小学校は、裁縫科を実施したのと同じ明治36(1903)年、「尋常小学校二修業年限二ヶ年ノ高等科併置」におよび、「上黒瀬尋常小学校ト改称スルニ至」った。それまでの経過を概観すると、つぎのようである。

前述のように、明治24(1891)年、上黒瀬尋常小学校は発足した。制度上、尋常小学校は4年制と3年制が認められていた。同校は3年制を採用した。その2年後、「修業年限一ヶ年ノ補習科ヲ設置」した。補習科は正課を修了した児童に既修の主要な教科を教える課程である。同校が補習科を設置した同26(1893)年前後の他校の状況は明らかでないが、同28(1895)年度の『広島県学事年報』は「補習科ノ状況」について「年々其数ノ増加ヲ見ル、廿八年度中ハ其数実二百七十一アリ総シテ三ヶ年尋常ハ四ヶ年間二四ヶ年尋常ニハ補習科ヲ設置セントシ補習科ノ設ケアル学校ハ之ヲ高等科ニ其階級ヲ高メントスルノ趨勢アリ、然レトモ是等ハ徒ニ其度ヲ高ムルヨリモ寧ろ現在ノ地位ニ於テ益々之カ充実ヲ計ルノ利アルヲ常ニ其緩急ニ注意セリ」と報告している<sup>23</sup>。「三ヶ年尋常」の同校は、補習科を設置する当初から「四ヶ年尋常」への昇格、さらに「高等科ニ其階級ヲ高メントスル」ことを意図していたのか、あるいは、その設置後、結果として、高等科併置校となるにいたったのか、明ら

かでない。

かわって明治30(1897)年度の『広島県学事年報』は、県の補習科設置校の「漸次減少スルノ傾」を指摘した。「補習科ハ修業年限三ヶ年ノ小学校ニテハ之ヲ置キテ四ヶ年尋常ノ如ク」するものであったが、「修業年限ヲ変更シ」、「此補習科ヲ廃スルモノアルニ至レルナリ」という<sup>34</sup>。上黒瀬尋常小学校もその1校であった<sup>35</sup>。同29(1896)年、同校は「従来尙箇年修業年限ナル補習科ヲ廃シ更ニ修業年限四ヶ年ノ尋常小学校ト改メ」た。同33(1900)年の「小学校令」(第3次)によって尋常小学校は4年制に統一されるから、それにさきだつ改組であった。

そして、4年制の尋常小学校となった同校は、上述のように、明治36(1903)年、高等科を併置し、上黒瀬尋常高等小学校となるにいたった。

この高等科併置について、『芸備日日新聞』が記事を掲載している<sup>36</sup>。「学級増加と高等科併置」という見出しで「賀茂郡上黒瀬村にては年一年好学の念勃興し学齡児童の不就学者皆無となり従って同村尋常小学校校舎狭隘を感ずるにつき此程同村会開会の際三十六年度の予算を議するに当り校舎を増築し従来二学級なりし尋常科を更に一学級を増し尙高等科をも併置せんことを決議し」と報じた。おりしも明治30年代は、同30(1897)年度の『広島県学事年報』が「(高等科…筆者註)併置及高等小学校ノ増加シタルハ全ク教育進歩ノ必要ニ迫ラレタルニ由レルナリ」、「従来高等小学校ハ有力ノ学校ナリシモ只一郡ニ一ヶ所ニ過キサリシカ尋常科ヲ終リタル生徒ニシテ進テ高等科ニ入ラントスルモノ益々多キヲ加フル」現況を紹介しているように<sup>37</sup>、県域で高等科進学熱が高まりをみせる時期であった。同村でも「年一年好学の念勃興」するというその意識が、尋常科就学をこえ、高等科進学におよぶものになっていたであろうことは、想像に難くない。同村に高等科が併置される直前、明治35(1902)年度の郡の小学校は74校あり、そのうち、高等小学校は6校、尋常高等小学校は7校であった<sup>38</sup>。黒瀬地域には中黒瀬村に立地する組合立の黒瀬高等小学校1校のみであったから、待望の高等科併置であったと思われる<sup>39</sup>。もっとも、県域でみられた高等科への進学熱の高まりのなか、同村にあらわれたそれがはやい時期のものであったのか、そうではなかったのか、いま、判断できる準備がない。

つぎに、尋常小学校に高等科を併置した上黒瀬村にあって、尋常科の卒業者はどのような進路をとったのか、若干の考察を加えたい。初等教育の卒業者の進路をたどることは、中等教育や高等教育のそれと比べ、資料的にかなり難しい<sup>39</sup>。上黒瀬尋常小学校の場合、『卒業証書台帳』が部分的に残り、一部の期間の卒業者の進路を記録する。調査できた明治34(1901)～同40(1907)年度の卒業者の進路について<sup>31</sup>、表3に整理した。

表3 尋常科卒業者の進路

卒業年度		卒業者			進学者			就業者		
和暦	西暦	男	女	計	男	女	計	男	女	計
明治34	1901	18	6	24	8	1	9	10(農10)	5(農5)	15
明治35	1902	6	4	10	2	0	2	4(農4)	4(農4)	8
明治36	1903	13	10	23	9	5	14	4(農3商1)	5(農5)	9
明治37	1904	15	12	27	12	6	18	3(農3)	6(農6)	9
明治38	1905	14	7	21	14	1	15	0	6(実6)	6
明治39	1906	20	17	37	17	11	28	3(実3)	6(実6)	9
明治40	1907	12	9	21	9	4	13	3(実3)	5(実5)	8

\*就業者欄の「農」は農業、「商」は商業、「実」は実業を示す。

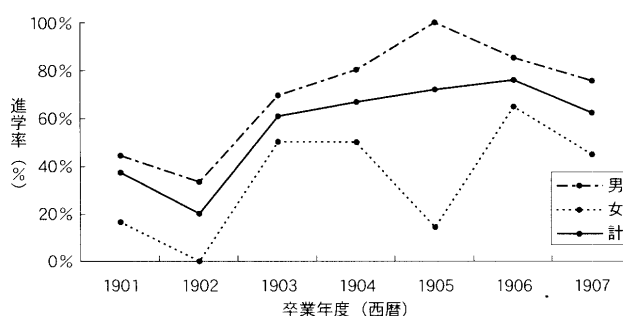


図2 尋常科卒業者の高等科進学率

扱うのは限られた期間であり、資料の精度の問題も考慮しなければならない<sup>32</sup>。この点に留意したうえで、以下の諸点を確認しておく。

第1は、明治36(1903)年の高等科併置以前から他校の高等科に進学する児童の一定程度の存在である。義務教育課程ではなく、授業料も支払う高等科に、村をこえて児童を通わせる社会経済的・文化的背景をもつ層が3～4割ほどいたことを示す<sup>33</sup>。進学校として近隣の黒瀬高等小学校のほか、十数キロメートル離れた西条町(現在の東広島市)の賀茂高等小学校や広村(現在の呉市)の広高等小学校などが想定されるが、詳細は不明である。

第2は、高等科進学率の定着である。高等科併置後、尋常科卒業者の6割以上が進学する状況が、ほぼ常態化している。高等科進学が一部の村民のなかでのみ関心となる特別のものではなく、多くの村民にとってずいぶん身近なものとなりつつあったことをうかがわせる。その一方で、依然、就業する者も少なくなかった。就業者の多くは「農業」に従事した。「実業」の内訳は不明である<sup>34</sup>。

第3は、高等科進学における男女差である。尋常科就学と比べ、その差は大きい。明治38(1905)年度の女子の進学率の落ち込みの理由は定かでない。

第4は、高等科進学者のその後である。確認できた当該期の高等科進学者99人について、年度ごとの考察に有効なサンプル数にないと思われるので、それらの進路をまとめて表4に示した。高等科進学者の卒業・中退状況をみると、高等科進学者99人のうち、卒業が認められる者は58人である。6割弱が卒業する状況について、中途退学者が多いのか、少ないのか、不明分も多いため、

表4 高等科進学者の進路（明治34～40年度卒業）

進路 (進学先・職業)	卒業者		中退者		不明	
	男	女	男	女	男	女
進学	人	人	人	人	人	人
中学校*1 卒業	1	—	—	—	—	—
中退	2	—	—	—	—	—
松本学校*2 卒業	4	1	—	—	—	—
小計	7	1	—	—	—	—
合計	8		—		—	
就業						
農業	24	8	7	4	—	—
実業	—	—	2	6	—	—
商業	2	—	2	—	1	—
海軍	2	—	—	—	—	—
役場職員	2	—	—	—	—	—
大工職	2	—	—	—	—	—
家業	—	1	—	—	—	—
看護師	—	1	—	—	—	—
初等教員	—	1	—	—	—	—
不明	7	—	1	1	12	5
小計	39	11	12	11	13	5
合計	50		23		18	

\*1 うち、中退1人は福山中学校である。

\*2 卒業5人は全員のちに初等教員となる。

判断しがたい。また、判明分からすると、女子に中退者が出るが多かったようである。

第5は、高等科卒業者の進路である。高等科に進学し、卒業する者は、男女ともに、その進路の幅がやや広がったようである。卒業後、就業する者が多数を占め、農業従事者が多いことは、中退者と同様である。他面、海軍関係や看護関係の職業、あるいは役場職員や初等教員などの近代職業に就く者の存在は、高等科卒業者に関する看過しえない特色である。広がる教育機会を利用し、将来の進路を開いていく者の存在があった。進んで中等学校に学ぶ者もあらわれた。

明治40（1907）年、「小学校令」の一部が改正され、「義務教育ヲ六箇年ニ延長」した。これにともない、翌年、上黒瀬尋常高等小学校は「高等科ヲ廃シ尋常科トナ」った。これ以降の『卒業証書台帳』を欠く。6年制の義務教育制度が整い、義務教育課程修了後の複線型の教育制度がかたちづくられた明治末年、上黒瀬村にどのような教育意識が醸成され、どのような進学と進路の展開が生じたのか、大いに関心のあるところである。しかし、いまのところ、それを考察しうる資料をもたない。

## おわりに

以上、『沿革誌』を主資料としつつ、関連資料も加え、明治期の上黒瀬村における初等教育の展開に関する考察を進めてきた。

本稿では、(1)上黒瀬村に始動した近代初等教育の様相、(2)村立の尋常小学校を設置した同村におけるその維持と運営のあり方を探り、(3)村の就学動向を確認するととも

に、(4)尋常小学校に併置された高等科をめぐる村民の利用状況について、若干の検討におよんだ。

前稿までと同様、残された課題は多い。如上の考察の流れにそくしていえば、(1)明治初期の試験実施状況や教科書使用状況、(2)村行財政と村教育行財政の関係や授業料徴収をめぐる村民の反応などは、ひきつづきの課題である。また、(3)女子就学対策の問題とかかわって、上黒瀬村における裁縫科実施の意味について、関連資料があれば、もう少し追求したいテーマであった<sup>35</sup>。(4)関連資料を補いながら紹介した児童の進路について、扱う期間が限られ、小学校卒業者の進路の多様性やその変化を明確化するにはいたらなかった。また、進学と就業の選択を少なからず規定したであろう児童の社会経済的・文化的背景の問題にも迫ることができなかった。

筆者は、今後も学校沿革誌類の調査を進め、地域の初等教育事情の解明作業にあたっていくことを考えている。学校沿革誌類の資料的限界は、すでに述べたところである。とりわけ、実態的側面にふみこむ分析は、難しい。豊富な学校資料や学事資料の伝来に恵まれず、これまで教育史研究の対象となりにくかった地域に光をあて、そこに生じた教育的営為を少しでも明らかにしたいという意図から、学校沿革誌類に着目するものである。郡域・県域への調査範囲の拡大と大正・昭和期への展開を視野にいった分析を、課題として念頭におきつつ、研究の進展をはかりたい。

## 〈註〉

- 1 本論文は、黒瀬町史編さん事業に関する研究成果の一部である。以下の考察で利用する資料は、断らないかぎり、同町史編さん委員会から提供を受けたものである。また、資料の利用にあたり、とくに上黒瀬小学校から便宜を賜った。記して謝意を表したい。
- 2 ①拙稿「近代日本農村の初等教育事情——広島県賀茂郡下黒瀬村の事例——」『鳴門教育大学研究紀要』18, 2003年, ②拙稿「『板城西尋常小学校沿革誌』にみる近代地域初等教育事情」『鳴門教育大学研究紀要』19, 2004年。
- 3 このとき、板城、乃美尾、中黒瀬、下黒瀬、郷原の各村が成立し、上黒瀬村をあわせた6ヵ村が黒瀬地域を構成した。現在、これらの旧村の多くが黒瀬町に含まれる。板城村の一部は東広島市、郷原村の全域は呉市に属す。上黒瀬村の黒瀬町への編入は昭和29（1954）年である。
- 4 杉山聖子「近世後期から昭和戦前期の瀬戸内農村における死亡構造の時系列的分析——広島県賀茂郡中黒瀬村の寺院過去帳を事例として——」『農業史研究』38, 2004, pp.38-39, 参照。また、明治45（1912）



- 年の編さんとなる『上黒瀬村郷土誌』によると、「一般ニ主穀農ナレドモ、稀ニハ商工等ノ業ヲ兼ネ、副業トシテ養鶏及果物ヲ栽培スルモノモマヽアリ」とある。農業経営は米麦二毛作が中心であり、大正期に煙草作が導入された以外に大きな変化はなかった。なお、明治末年で同村の戸数は272戸、人口は1,526人(男788人、女728人)であった。
- 5 主要な先行研究の紹介は、前掲の拙稿①と②においてすでに行っている。あらためて紹介しない。
- 6 その過程で後年、標題「上黒瀬尋常小学校沿革誌」に「高等」の加筆があったことが認められる。
- 7 なお、「明治十八年以前」への言及は興味深い。「例言」が記されたのは、「上黒瀬尋常小学校沿革誌」の作成着手時の明治32(1899)年である。すでにこの時点で明治18(1885)年以前に関する資料を欠いたことがわかる。しかし、それ以降の明治10年代末から明治30年代初頭にかけての資料は、それなりに存在したことが示唆される。この時期は義務教育制度が確立する手前の約10年間にあたる。変化への伏線をはらむ当該期の動向を「上黒瀬尋常小学校沿革誌」に整理する際、どのような資料が参照されたのであろうか。関心のあるところであるが、資料の伝来は認められない。
- 8 明治32(1899)年9月、県は訓令第73号で「市町村立小学校表簿」のひとつとして「学校沿革誌」を明示し、「学校沿革誌ニハ学校ノ位置名称、教科ノ変遷、校地校舎校具ノ増減、職員管理者及学務委員ノ更迭、児童数ノ増減、学級数ト職員数トノ関係、経費累年比較、学齢児童就学歩合累年比較、卒業児童累年比較其他必要ノ事項ヲ記入スルヲ要ス」と定めた(広島県立図書館所蔵)。「上黒瀬尋常小学校沿革誌」の作成の着手は同年1月であり、県訓令にややさきだつ。また、類似点の多い下黒瀬村の「津江尋常小学校沿革誌」の作成は、明治29(1896)年にはじまる。県に先行する黒瀬地域における学校沿革誌類の作成動向は、郡レベルでの何らかの指示がすでにあった可能性をうかがわせる。これまで、賀茂郡の郡役場資料はまとまった残存がほとんど報告されておらず、郡レベルでの学事に関する考察は困難な状況にあった。最近、旧野路村(現在の豊田郡安浦町)の資料を調査する機会に恵まれた。そのなかに一定量の郡通達類の残存を確認できた。現在、分析中である。
- 9 広島県編『広島県史』近代1, 広島県, 1980年, pp.534-535, 参照。
- 10 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』3, 教育研究振興会, 1974年, pp.530-548, 参照。
- 11 なお、翌16(1883)年、試験規則の変更があり、月次試験を日課試験、定期試験を進級試験と改め、「日課試験ハ生徒ノ習得セル課業ヲ臨時ニ試ミ」、「凡四週間毎ニ之ヲ施行」し、「進級試験ハ当級ノ課業ヲ試ミ」、「毎級ノ課業ヲ修了セル毎ニ之ヲ施行」することとなった。「各等科第一級ノ生徒ハ別ニ本級ノ進級試験ヲ経ズシテ直チニ大試験ヲ受」けた。また、明治19(1886)年、試験は臨時試験と定期試験の2種となった。
- 12 後述する尋常小学校時代となるが、明治26(1893)年、隣村の板城村に生まれ、板城西尋常小学校に通った土肥金作は、自身の手記『回顧録』(1991年)のなかで「実際には原級止めはほとんどなく、私の記憶では四年間にただ一人病身で常に床に臥して欠席しがちの子が、しかも一回だけ落第したのみである」と回顧している。
- 13 前掲、拙稿②, p.28, 『広島県史』近代1, p.1106, 参照。
- 14 その前月、「本校卒業後一ヶ年温習科ヲ設置」し、卒業生に補習課程を用意していることも、興味深い。
- 15 広島県令甲第28号(広島県立図書館所蔵)。
- 16 同校の就学率(男女平均)は、明治29(1896)年度が83.17%、翌年度が87.13%であるから、数ポイントは上昇した。
- 17 『広島県学事年報』(国立国会図書館所蔵)、『広島県統計書』(雄松堂マイクロフィルム版)による。なお、明治24年(1891)度の『広島県学事年報』(p.55)は「学齢児童就学」について「郡市ノ内此平均(県平均…筆者註)数ト粗同一ノ就学者アルハ賀茂郡」と記す。
- 18 ここに紹介する数値は『文部省年報』や『広島県統計書』の基礎データとなっているものである。これらのいわば公式数値は、当時の統計調査や操作手続き上の限界や誤解から、必ずしも実態を反映するものとなっていないという議論がある。実際は統計数値よりも10%程度低くなるという指摘もある。むろん、本考察はこれら議論を考慮するものである。しかし、上黒瀬村の場合、「学齢児童就学歩合累年比較」を検証する他の補助資料はなく、この数値を参照するしかない。安川寿之輔「義務教育における就学の史的考察——明治期兵庫県下小学校を中心として——」『教育学研究』第26号第3号, 1962年, 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第3・4巻, 国立教育研究所, 1974年, 土方苑子『近代日本の学校と地域社会——村の子どもはどう生きたか——』東京大学出版会, 1994年, 参照。
- 19 同村の就学率の推移は、やはり郡を上回る推移をみせていた下黒瀬村と比べても、高水準のものであった。前掲、拙稿①, 参照。
- 20 「学級数ト職員数トノ関係」。
- 21 同年度の賀茂郡の尋常小学校(尋常科を含む)は67校であり、実施校は32校であった。
- 22 なお、下黒瀬村の津江尋常小学校が裁縫科を実施す



- るのは明治33(1900)年である。前年度の女子就学率は75.5%であり、実施年度は86.6%となる。不就学女児対策の意味はまだあったといえる。
- 23 『広島県学事年報』, 1897年, p.13. 同年度の県の公立尋常小学校は782校であるから、その2割強が補習科を設置していた。
- 24 『広島県学事年報』, 1899年, pp.13-14.
- 25 なお、津江尋常小学校と板城西尋常小学校における補習科廃止と4年制移行は、それぞれ明治28(1895)年と同33(1900)年である。
- 26 『芸備日日新聞』, 明治36(1903)年4月1日付。なお、『沿革誌』は高等科併置について、その事実以上のことを記さない。

学級数ト職員数トノ関係

年 和暦	度 西暦	学級数	職員数と種別		
			正教員	正教員外	合計
明治20	1887	1	1	0	1
明治21	1888	2	0	2(助1,雇1)	2
明治22	1889	2	1	1(助1)	2
明治23	1890	2	1	1(助1)	2
明治24	1891	2	1	1(雇1)	2
明治25	1892	1	1	1(准1)	2
明治26	1893	2	1	1(准1)	2
明治27	1894	2	1	1(准1)	2
明治28	1895	2	1	0	1
明治29	1896	2	1	1(准1)	2
明治30	1897	2	1	1(准1)	2
明治31	1898	2	1	1(准1)	2
明治32	1899	2	1	1(准1)	2
明治33	1900	2	1	1(准1)	2
明治34	1901	2	1	1(准1)	2
明治35	1902	2	1	1(代1)	2
明治36	1903	3(高1)	2	1(代1)	3
明治37	1904	3(高1)	2	2(代2)	4
明治38	1905	4(高1)	2	2(代2)	4
明治39	1906	3(高1)	2	2(准1,代1)	4
明治40	1907	3(高1)	3	1(准1)	4
明治41	1908	3	3	1(准1)	4
明治42	1909	3	2	1(准1)	3
明治43	1910	4	2	2(准1,代1)	4
明治44	1911	4	1	3(准2,代1)	4

\*「高」は高等科、「助」は助教員、「雇」は雇教員、「准」は准教員、「代」は代用教員を示す。

- 27 『広島県学事年報』, 1899年, p.11.
- 28 『広島県学事年報』, 1904年, pp.97-101, 参照。
- 29 なお、同36(1903)年、郡内では上黒瀬尋常小学校のほか、2校が高等科併置を果たした。この時点での黒瀬地域の各校のそれは認められない。
- 30 前掲、『広島県史』近代1, pp.1134-1136, 参照。
- 31 明治期の『卒業証書台帳』の残存は尋常科のみであり、高等科はない。高等科の『卒業証書台帳』は大正9(1920)年度以降が伝わり、逆にこの時期の尋常科が残らない。大正期の分析は今後の課題としたい。
- 32 尋常科卒業者と進路に関する階層性や文化性の問題

は、今後、他の関連資料との突き合わせ作業のめどがたてば、別稿を期したい。後述の高等科卒業者や中退者についても同様である。

- 33 明治34(1901)年度の卒業者で高等科に進学した男子の1人は、さらに中学校に進み、卒業している。中学校名と中学校卒業後の進路は不明である。
- 34 明治39(1906)年度の卒業者で昼職1人が確認される。
- 35 一般に裁縫教育の充実は、振るわない女子就学を好転させる手段として推奨された。しかし、すでに軌道にのった女子就学動向があった同村にあっては、その実施のねらいは、女子就学の普及や促進よりも、すでに具備する就学実態の発展や充実におかれたといえるのではないだろうか。明治36(1903)年、上黒瀬尋常小学校で実施された裁縫科は、その同年中、いったんは「本校ニ裁縫設置ノ件認可アリタリト雖村経済ノ一点ヨリ実施スルニ至ラザリキ」事態となり、それを経てのものであったから、待望の開始であった。推測するならば、財政的基盤を整えつつあった村の現状と相俟って実現した同校における裁縫教育の着手は、就学対策の次段階の取り組みとして、児童や保護者のニーズをすくいあげ、小学校が備える教育課程のいっそうの充実をはかろうとする動きの一環のなかにとらえるべきものと思われる。

### 【資料紹介】

以下、『沿革誌』のうち、本稿でとくに参照した「組織ノ沿革」を紹介する。なお、漢字は原則として新字体を使用した。句読点と並列点は原文にもとづくことを原則としたが、適宜に読点と並列点を補った。合字は開いた。

#### 組織ノ沿革

我国古来藩郷両学ノ制アリト雖モ概ネ士人以上ノ子弟ヲ教養スルニ止マリテ四民均シク入学シ得ルモノハ独私塾ト寺子屋アルノミ、本村モ明治ノ初年私塾強恕館ヲ宗近村ニ南方校ヲ南方村ニ創立シ四民教育ノ道ヲ開キニ政府專ラ意ヲ教育ニ注ギ明治三年二月大学ニ於テ大中小学ノ規則ヲ定メ明治四年七月文部省ヲ創設シ全国ノ教育事務ヲ統括スルニ及ヒテ学事ノ形勢茲ニ一変シ明治五年八月学制ヲ頒布シテ大ニ普通教育ヲ振起セリ、於此乎邦内到ル所漸次学校ヲ設立シ日ニ増月ニ盛ニ教育ノ普及ヲ図リシヲ以テ我ガ村モ亦此学制ニ基キ明治七年三月両公立小学校ヲ創立シーヲ宗近小学校ト称シーヲ南方小学校ト称ス、是レ本校ノ嚆矢ナリトス。

因曰当初私塾強恕館并ニ南方校ハ学科目及教授ノ秩序ナク単ニ習字科ヲ主要トシ之ニ付随シテ生徒各自ノ希

望ニ応ジ珠算ヲ授ケタリ、而シテ経費ハ生徒随意謝儀ヲ以テ教師ノ酬勞ニ充テタリ。

両小学校ハ下等小学校ニシテ其ノ教科ハ綴字・習字・単語ノ読ミ方・算術・修身・単語ノ暗誦・会話ノ読方・単語ノ書取・本ノ読ミ方・会話ノ暗誦・地理ノ読ミ方・養生法ノ口授・会話ノ書取・読本輪講・地理輪講・物理学輪講・書牘文法トス考據文法今語

而シテ其課程ヲ分チテ八級トシ毎級修業ハ六ヶ月ト定メ学齡児童ノ始メテ入ルモノヲ第八級トシ次第ニ進ミテ第一級ニ至リ全科ヲ卒業スルニハ修業年限四ヶ年ヲ要ス明治七年小学校教則及校則ヲ制定セラル、其教科用図書ヲ略記セバ左ノ如シ

五十音図、いろは図、単語図、連語図、濁音図、半濁音図、色図、日本数字掛図、算用数字掛図、羅馬数字掛図、加算九九図、減算九九図、乗算九九図、除算九九図、単語篇、学問ノ勸メ、啓蒙天地文、地球ノ文、究理問答、天変地異窮理図解、地理初歩、日本国尽、世界国尽、日本地図、万国地図等ナリ。

教育ニ要スル経費ハ各村ノ協議ヲ以テ之ヲ支弁セリ

明治八年七月小学読本、三字経、大統歌、小学算術書ヲ教科用書トセリ

明治九年二月ヨリ日本地誌略、万国地誌略、日本史略、万国史略ヲ教科用書トセリ

明治十一年九月本県小学校教則及校則ヲ發布セラレ其ノ課程ヲ上下二等二分チ下等ハ八級上等ハ四級トシ毎級六ヶ月ノ修業トス、而シテ試験ハ三様二分チ一ヲ尋常試験ニテ定期試験トシ三ヲ卒業試験トス、尋常試験ハ毎月末之ヲ行ヒ一組中ノ座次ヲ進退ス、定期試験ハ毎級ノ終リニ之ヲ行ヒ卒業試験ハ全科修業ノ終リニ之ヲ行ヒ各級ニテ学習セシ所ヲ試験スルモノニシテ毎科ノ点数五分ノ二以上ヲ得タルモノヲ及第トシ其他ヲ落第トス、而シテ其教科目ハ読物講義書取図学作文習字算術(算)等ナリ明治十二年九月学制ヲ廢シ更ニ教育令ヲ發布セラル、是ヨリ小学校ニ関スル法令ハ其主意ニ從ヒテ変更セリ、今其課目ヲ挙グレバ読書習字算術地理歴史修身ノ初歩トシ之ヲ必修科ト定メ土地ノ状況ニ從ヒ畷画唱歌体操ヲ加ヘ又ハ動物生理博物ノ大意ヲ加フ、殊ニ女子ノ為ニハ裁縫ヲ加フルコトヲ得其他百般ノ改正アリタレドモ要スルニ教育令ノ精神タルヤ地ニ都鄙ノ別アリ人ニ貧富ノ差アリ其状態ニ依リテ法律ノ範圍ヲ広メ成ルヲ人民ニ責メ勉メテ其大綱ヲ総覽スルコトヲ期セシモノナリ、然ルヲ当時人民未タ向学ノ度高カラズ随テ弊害百出シ或ハ自由教育ノ説起リ其極小学校ニ関スル諸般ノ事業頗ル頽弛崩解始收拾スヘカラザル境遇ニ至レリ、然レドモ国家ノ盛衰ハ専ラ普通教育ノ弛張ニ関スルヲ以テ政府之レガ督励ヲ施セシニ依リ其ノ甚シキニ至ラザリシハ幸ナリキ

明治十三年十二月改正教育令頒布セラル

同十四年五月改正教育令ニ基キテ小学校教則綱領ヲ規定

セラル

同年六月甲乙丙号ノ学事表ヲ規定セラル、而シテ甲号表ハ小学校ニ於テ調査シ其ノ他ハ官衙ニ於テ調査スルノ制ナルヲ以テ教育上ノ統計稍備ハル

明治十五年四月教則綱領ニ基キ県甲第九十三号ヲ以テ公立小学校教則及試験規則ニ達セラル学科ヲ分チテ初等科中等科高等科ノ三等トス、初等科ハ修身・読書・習字・算術ノ初歩及唱歌・体操トシ中等科ハ修身・読書・習字・算術・地理・歴史・図画・博物・物理・農業・商業・裁縫・唱歌・体操トシ高等科ハ修身・読書・習字・算術・地理・図画・博物・化学・生理・幾何・経済・裁縫・家事・経済及唱歌・体操トス、而シテ学期ハ初等中等各三ヶ年高等科ハ二ヶ年通シテ八ヶ年トス、初等中等兩科ハ各六級高等科ハ四級二分チ毎級各六ヶ月ノ修業トス、試験ヲ分チテ三種トシ一ヲ月次試験ニテ定期試験三ヲ大試験トス、月次試験ハ当月課業ヲ試ミ生徒ノ優劣ヲ判シ其ノ座次ヲ進退スル者ニシテ毎月末之ヲ施行スルモノトス、定期試験ハ当期ノ課業ヲ試ミ生徒ノ進否ヲ檢シ其学級ヲ進ムルモノニシテ每学期末之ヲ施行ス、大試験ハ初等科若クハ中等科若クハ高等科ノ課業ヲ試ミ生徒ノ得業ヲ檢定スルモノニシテ毎等科最后ノ学期末ニ之ヲ施行ス我方兩小学校ハ初等科中等科ヲ併置セリ

明治十五年九月始メテ小学校生徒賞与規則ヲ設定セラレ奨励試験優等試験及年末賞与法施行セリ

明治十六年四月小学校規則ヲ改定セラル

同年五月十四日小学校教則同試験規則中数項ヲ改訂セラル、即チ月次試験ヲ日課試験定期試験ヲ進級試験ト改メ日課試験ハ生徒ノ習得セル課業ヲ臨時ニ試ミ其ノ優劣ヲ判シ教場ノ座次ヲ進退スルモノニシテ凡四週間毎ニ之ヲ施行ス、進級試験ハ当級ノ課業ヲ試ミ生徒ノ進否ヲ檢シ学級ヲ進ムルモノニシテ毎級ノ課業ヲ修了セル毎ニ之ヲ施行ス、而シテ大試験ナルモノアリテ初等科若クハ中等科若クハ高等科ノ課業ヲ試ミ生徒ノ得業ヲ檢定スルモノニシテ毎等科課業ヲ修了セル毎ニ之ヲ施行ス、故ニ各等科第一級ノ生徒ハ別ニ本級ノ進級試験ヲ經ズシテ直チニ大試験ヲ受クルモノトス

明治十六年九月四日奨励試験ヲ廢シ前学年中試験超衆生ヲ以テ優等試験ニ試生トナスベキ旨訓令セラル

明治十七年二月一日小学校生徒管理心得ヲ示サル

同年六月一日ヨリ八週間小学校教員ヲ講習セラル、其ノ学科ハ教育学伊沢修二学校管理法伊沢修二心理学大意小学礼儀伊沢修二教授法伊沢修二本館編纂者大田嘉源体操等ナリキ、是レ実ニ教育管理法書ノ書籍ヲ我が兩小学校ニ適用シタル嚆矢ニシテ是レヨリ開發的教授法ヲ実施スルニ至レリ

同年五月二十日小学校町訓導学務委員ノ印形提灯ノ徽章ヲ定メラル

明治十八年七月一日甲第百三十六号ヲ以テ公立小学校教則及試験規則ヲ改定セラル、モ大同小異ニシテ只中等科

及高等科ノ学科礼節ヲ加ヘラレタルノミ

同年八月十二日改正ノ教育令ヲ頒布セラル、此ノ改正令ニ於テ小学校ハ組織完全ニシテ授業料ヲ徴収シ連合村費ヲ以テ其ノ経費ヲ補足シ適當ナル教員ヲ配置シ毎日五時間完全ナル教育ヲ施ス所トシ小学教場ハ授業料ヲ徴収セズ全ク連合村費ヲ以テ維持シ毎日三時間以内卑近ナル教育ヲ施シ以テ貧民就学ノ便ヲ得セシムル所トス、而シテ我が賀茂郡ヲ以テ一学区トシ郡長之ヲ管理シ学区内幾多ノ小学校ト小学教場トヲ設置セラル、コトトナレリ

明治十九年四月一日前令ニ基キ茲ニ初メテ本村兩小学校ヲ合併シ賀茂小学区公立片山小学教場トハ名命セラレヌ  
同年九月三日小学校則ヲ改定セラル

同年十月十日小学校教則ヲ改定セラレ小学ハ児童ヲシテ徳性ヲ修養シ身体ヲ发育シ将来ノ生活上ニ要スル普通ノ智識ヲ得セシメ善良ノ臣民タルベキ地ヲ為サシムルヲ以テ目的トス、而シテ小学科ハ尋常小学科高等小学科及簡易小学科ノ三種トシ高等小学科ハ修身読書作文習字算術地理歴史理科図画唱歌体操裁縫トス、土地ノ状況ニ依リ英語農業手工商業ノ一科若クハ二科ヲ加フルコトヲ得唱歌ハ之ヲ欠クモ妨ケナシ、尋常小学科ハ修身読書作文習字算術体操トス、土地ノ状況ニ依リテハ図画唱歌裁縫ノ一科若クハ数科ヲ加フルコトヲ得小学簡易科ハ読書作文習字算術トス、尋常及高等小学科ノ修業年限ハ各四ヶ年トシ小学簡易科ノ修業年限ハ三ヶ年トス、而シテ小学簡易科ノ学級ヲ定ムルニハ生徒六十人以下ヲ単学級生徒百二十人以下ニシテ教員二人ノモノハ二学級生徒百二十人以上若クハ教員三人以上ノモノハ三学級トス、三学級ノ小学簡易科於テハ各一学年ヲ以テ一学級トセリ、授業日数ハ每学年四十二週日トシ授業時間ハ毎週高等科ハ三十分半尋常科ハ二十五時半乃至二十八時半簡易科ハ十八時トス

同年 月十日小学試験規則ヲ改定セラレ試験ヲ分チテ臨時試験定期試験ノ二種トシ臨時試験ハ一学級中ノ一部ノ学業ヲ試ムルモノニシテ一学年中四回乃至六回之レヲ施行ス、定期試験ハ一学級ノ学業ヲ試ムルモノニシテ每学級末之レヲ施行ス、而シテ各試験ハ主任教員ヲ以テ試司トス、其他問題数及得点ノ算出法等ナリ

明治二十年四月一日改正教則ヲ実施ス、而シテ片山小学教場ノ名称ヲ廢シ柳国簡易小学ト改称ス、是時ニ當リテ簡易科小学ノ教科用書ハ簡易読本作文階梯尋常習字帖(舊)珠算全書附図珠算初歩戸外遊戯法ヲ用ヒ生徒ニ始メテ習字帖ヲ持タシム

同年九月二十二日本校卒業后一ヶ年温習科ヲ設置ス

同年十月十日本校名ヲ柳国小学校ト称シ教科目ニ珠算筆算ヲ併置ス

明治二十一年一月二十八日小学校職員職制章程ヲ定メラル

同年二月二十四日本校温習科ヲ廢ス

同年六月二日生徒ノ礼式ヲ一定セラル

同年八月九日始メテ学校職員ノ服装ヲ定メラル

同年九月七日小学校職員ノ礼法ヲ一定セラル

明治二十二年二月八日小学校生徒人物査定法ヲ定メラル

同年二月十一日謹テ紀元節并ニ憲法發布ノ大典ヲ奉祝ス

同年三月十四日事務引継規則ヲ定メラル

同年十一月三日天長節并ニ立皇太子御宣下式ヲ奉祝ス

同二十三年九月十二日生徒人物査定法ヲ廢セラル

同年十月二日地方学事通則及小学校教員退隱料及遺族扶助料法ヲ規定セラル

同年十月六日改正小学校令ヲ頒布セラル

同年同月三十日教育ニ関シ 聖勅ヲ下シ賜フ

明治二十四年一月十三日子弟薰陶上ノ件訓令セラレヌ

勅語奉読方心得ヲ定メラル

同年二月七日学務委員事務取扱規則ヲ下賜セラレタルニ依リ本村内公吏議員有志者学校職員生徒等ハ村境迄奉迎シ式場ヲ本校ノ前庭トシ幕ヲ張り縁門ヲ造リ玉灯ヲ吊ルス等鄭重ナル裝飾ヲナシ奉迎者及村内高齢者參列シ最モ嚴肅ニ奉読ノ式ヲ挙ケタリ、此日參列員高齢者生徒等ニ一様ノ記念品ヲ贈与シケリ。

同年四月一日地方学事通則及小学校令中大一章各条第四章第二十五条乃至第三十四条及第三十六条第三十七条第三十九条第五章第四十三条第四十五条第五十条第七章第七十条乃至第九十二条ヲ実施セラレタルニヨリ小学区ヲ廢随テ本郡共通經濟ヲ止メ尋常小学校ヲ設立維持スルハ其ノ町村ノ義務ニ歸ス、因テ本校モ本村ノ公立トナリ校名ヲ上黒瀬尋常小学校ト改称シ修業年限ヲ三ヶ年ト定メタリ

同年十一月十六日小学校長教員ノ称及其待遇ヲ定メラル、即チ (一) 小学校長 (二) 訓導 (三) 准訓導ニシテ小学校長及訓導ハ判任文官ト同一待遇ヲ受クルコトトナレリ

同年十一月十七日管内学校ヘ下賜セラレタル 御影并ニ教育ニ関シ下シタマヒタル 勅語謄本ハ校内一定ノ場所ヲ撰ヒ最モ尊重ニ奉置スベキ様訓令セラル

同日普通教育ノ施設ニ関スル文部大臣ノ意見ヲ表示セラレ又小学校長及教員ノ任用解職其他進退ニ関スル規則小学校長及教員職務及服務規則小学校長及教員ノ懲戒処分并ニ免許状褫奪ニ関スル規則学齡児童ヲ保護スベキモノト認ムベキ要件改正小学校令第十二条ニ基キ小学校教則大綱同令第十三条ニ基キ小学校毎週教授時間ノ制限随意科目等ニ関スル規則補習科ノ教科目及修業年限ノ諸規則ヲ頒布セラル

明治二十五年二月十日小学校教員退隱料支給規則ヲ頒布セラル

同年三月十二日小学校祝日儀式ニ関スル次第等及小学校長教員職務及服務細則并ニ小学校長及教員ノ任用解職其他進退ニ関スル細則学齡児童就学及家庭教育等ニ関スル規則児童出席停止規則及小学校々舎校地校具体操場等設

備二関スル規則ヲ頒布セラル

同年三月二十四日小学校生徒授業料規則ヲ定メラル

同年三月三十一日小学校教則ヲ改定セラル此ノ新教則ハ三十七条ヲ以テ編成シ之ヲ六章二分ツ、其ノ第一章ハ小学校ノ本旨即チ小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎并ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ智識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トスコトヲ遵奉シテ児童ヲ教育スベキコトヲ明示シ又各教科ノ教授要旨方法程度ヲ詳悉セリ、第二章ハ学年及授業時間ト学校課程表第三章ハ教授細目教授週録及性行録ヲ製シテ教授訓練上ノ参考ニ供スベキ旨ヲ規定ス、第四章ハ試験規定ニシテ曰ク試験ハ学業ノ進度及習熟ノ度ヲ検定シテ教授ノ参考ニ供シ若クハ卒業ヲ認定スルヲ以テ目的トス、第五章ハ証書規定第六章ハ補習科規定ナリ、而シテ同時ニ小学校々則ヲモ改定セラル此ノ校則ハ四十四条ヲ以テ編制シ之ヲ四章二分ツ、其第一章ハ入退校規定第二章ハ生徒心得ヲ規定シテ曰ク生徒ハ師長ノ指示教訓ニ從ヒ言行ヲ慎ミ学業ヲ励ミ又健康ヲ保ツコトヲ勉メ且小学校ニ出テ、ハ只管校則ヲ遵守スベキト、第三章ハ生徒懲罰第四章ハ休業日ナリ

同年四月一日小学校令全部実施セラル、ヲ以テ是ヨリ教育上諸般ノ設備ハ町村ノ責務ニ歸シタルニ依リ普通教育モ漸次旺盛ニ至ルベキ筈ナルモ之ヲ實際ニ徴スル否ラザル以所ノモノハ想フニ町村ニ於テハ支弁スベキ費途多端ニシテ独り教育事業ニ費スコト能ハザル情況ト又教育ノ事タル無形ニシテ其ノ成績ヲ永遠二期スベキモノナルニ依リ他ノ事業ノ如ク眼前ニ其利益ヲ拾収スルコト能ハサルニ依リ之ニ熱心スルモノ少キニ職由ス、然レドモ之ヲ数年前ニ比スレバ稍其面目ヲ改メシニハ相違ナカルベシ

同月四日学級編制ノ規定ニ基キ本校ヲ式学級トス

同月二十二日教授細目様式ヲ定メラル

此ノ年九月普通教育ノ普及改良上進ヲ図ルタメ第一回賀茂郡教育品展覧会ヲ開カル、之際シ職員生徒出品シテ生徒ノ受賞者六名アリタリ

明治二十六年一月十日本校々務細則来校人待遇規定小学校祝日大祭日参拝者心得祝日大祭日生徒心得參觀人心得試験細則生徒并ニ職員貯金細則生徒性行ノ記録例語ヲ定ム

此ノ月始メテ授業料ヲ徴収ス、其ノ方法ハ生徒ノ学年及貧富ノ程度ニ依リ総テ十等二分チ一人一ヶ月ノ最多額六錢五厘最少額壹錢トス

同年四月始メテ生徒ノ性行録ヲ調製ス

同年五月五日儀式ハ三大節ニ於テ之ヲ行ヒ其ノ他ノ大祭日及祭日ニ於テハ各学校ノ任意タル旨頒布セラレ又同日其ノ旨趣ヲモ発表セラル

同月十六日勅語奉誦心得ヲ廢セラル

同月二十五日修業年限一ヶ年ノ補習科ヲ設置シ正教科ト同時ニ教授ヲセリ

同月二十六日学校生徒ハ官吏及著名ノ人士地方往来ノ節

送迎禁止及運動ノ際盛粧ヲ競ハサル様致スベキ旨訓令セラル

同年八月十二日祝日大祭日儀式ノ際唱歌用ニ供スル歌詞及歌譜ヲ撰定セラル

同年十二月二十一日小学校教員任用令頒布セラル

同月二十三日小学校教員練習会規則ヲ廢セラレ続テ小学校教員練習会開設方法ヲ定メラル

明治二十七年一月三十一日学校生徒ニシテ学校長教員ニ対シ抵抗又ハ強迫ノ挙動ヲナシ或ハ課業ヲ妨害シ又ハ合同欠課シ教員又校長ノ戒諭ニ順ハサルモノアルトキハ其情重キ者ヲ一週間以上一ヶ年以内ノ停学又ハ放校ニ処スベキ旨訓令セラル

同年三月九日恭シク 天皇皇后陛下ノ御結婚満二十五年ヲ奉祝ス

同年九月十五日山陽鉄道西条駅停車場ニ於テ職員一同恭シク 天皇陛下ノ御通輦ヲ奉迎シタリ

附タリ此ノ年七月二十五日朝鮮ノ国豊島沖ニ於テ清国軍艦我が帝國軍艦ニ向ヒテ発砲シタルヲ始メトシ遂ニ兩國開戦七月二十九日牙山成歎ノ大勝利トナリ八月一日ヲ以テ宣戦ノ詔勅ヲ發セラル、ニ至リ九月十三日畏クモ大毒泉ヲ我が広島ニ進メ玉フコトヲ仰出サレ同月十五日汽車ニテ西条駅御通輦アラセラレ恭シクモ 草奔ノ卑民齊シク奉迎ノ榮ヲ得タリキ、此ノ日恰モ平壤陥落皇軍大勝利ヲ得タル日ナリキ

同年十一月十七日山陽鉄道西条駅停車場ニ於テ証印一同恭シク 皇太子殿下ノ御行啓ヲ奉迎ソ同年二十四日同上恭シク 御還啓ヲ奉迎シタリ

此ノ年日清戦争ノ教育ニ及ホシタル影響ハ之ガ為メニ非常ニ忠君愛國ノ情ヲ旺盛ナラシメ随テ文部省訓令第六号ノ旨趣アリ主トシテ体育ヲ重ジ忠順ニシテ強健ナル人物ヲ養成スル方針ヲ取ルコトトセリ

明治二十八年四月四日日本郡長中尾松太郎監督ノ為メ来校セラレ学校組織教授等ニ関スル諸般ノ事ヲ監査シ且生徒行為善良勤学超衆ノモノヲ式名ヲ撰ビ親シク賞品ヲ授与シ以テ奨励ノ意ヲ示サル

同年六月二十六日市町村立小学校職員ノ服装ヲ改定セラル

明治二十九年三月二十三日市町村立小学校教員年功加俸国庫補助法ヲ設ケラレ小学校ノ本科正准教員ニシテ同一学校ニ五ヶ年以上勤続スルモノニハ本俸百分ノ十五(後五ヶ年ヲ加フ毎ニ百分十ヲ加ヘ百分ノ三十五ニ至リテ止ム)ノ年功加俸ヲ国庫ヨリ支給セラル、コトトナリ之レニ由テ其ノ職ヲ永續スルモノ漸ク多キニ至レリ。

同年四月限り従来壹箇年修業年限ナル補習科ヲ廢シ更ニ修業年限四ヶ年ノ尋常小学校ト改メヌ。

同年四月十六日明治廿七八年ノ事件ニ関シ 天皇陛下我が広島大本營ニ御着発ノ両日ヲ以テ記念日トスベキ旨ヲ訓令セラレタリ。

同年八月十七日学齡未満ノ児童ヲ小学校ニ就学セシムルコトヲ嚴禁セラレタリ

同年十二月五日小学児童喫烟ヲ制止セラレタリ

明治三十年一月勅令第二号ヲ以テ小学教員月俸ノ平均額并ニ市町村支出ノ義務額ヲ定メラレ之レヨリ全国小学教員ハ漸ク優待セラレル、ニ至レリ。

同月 皇太后陛下御崩崩遊バサレタルニ因リ十二日ヨリ五日間閉校シテ謹慎セリ、二月八日ハ御埋棺当日ニ付本村氏神社ナル伊保宮ニ於テ全村民ト共ニ児童ヲ率ヒテ遙ニ吊意ヲ表セリ。

同年三月限り授業料ヲ廢セリ、然レドモ従来徴収スル額僅少ナリシ故カ別ニ就学ニ影響ヲ見ザルナリキ。

同年五月本郡第二回教育品展覽會ヲ開設セラレ児童成績品ヲ出品シテ受賞シタルモノ男三人女二人アリタリ。

同年六月三日学校生徒ヲシテ期日ヲ定メ樹裁ヲ奨励スベキ旨達セラレタリ。

同年十一月六日市町村立小学校授業料ニ関スル規定ヲ發布セラル

明治三十一年一月八日公立諸学校ニ学校医ヲ設置スベキ旨勅令セラル。

同年十二月十三日本県小学校雇教員採用規定ヲ發布セラル。

明治三十二年一月十八日学齡児童就学及家庭教育等ニ関スル規則ヲ改正セラレ五月小学校則ヲ改正セラレ六月一日小学校補習科設置規定ヲ定メラル

同年七月改正条約実施ニ就キ学校生徒教養方注意ノ訓令ヲ發布セラレタリ。

此ノ年九月小学校々舎校具校地体操場農業練習上ノ設備ニ関スル規則及表簿保存規程ヲ改正セラレ備ヘ付クベキ表簿ノ種類ヲ定メラル。

明治三十三年三月三十日市町村立小学校教員加俸令ヲ廢セラレ（従来ノ年功加俸令ハ廢止）市町村立小学校本科教員ニシテ五ヶ年以上同一府県内ノ市町村立小学校ニ勤続シ地方長官ニ於テ成績佳良ナリト認メタル正教員ニハ年額二十四円同准教員ニハ十八円（後五ヶ年ヲ加フル毎ニ正教員ハ年額十八円准教員ハ十二円ヲ加フルコトヲ得）支給セラル、コト、ナリ、又単級学校ニ勤務スル正教員（寄宿小学校）ニハ年額二十四円以下其ノ僻地ニアル多級学校ニ勤務スルモノニハ地方長官必要ト認メタルトキハ年額十八円以下特別加俸ヲ給スルコトヲ得ルコトナレリ、本県ニ於テハ其ノ最高額ヲ採リ前者ハ二十四円後者ハ十八円トセラレタリ。

同年八月小学校令ヲ改正發布セラル、同令ハ九章二分ツ總テ七十三條ヨリ成リ其ノ施行規則ハ十章二分チ總テ二百二十三條ヨリ編成セラレタルモノニシテ諸般ノ法令細大概ネ一括シテ大ニ参考上ノ便ヲ得タリ、其旧令ト大ニ異ナルハ従来ノ試験法ヲ考査法ト改メ漢字ヲ制限シ讀書作文習字ノ三科目ヲ合シテ国語ノ一科目トシ学籍簿学齡

簿ヲ全国一致トシ俸給額標準ヲ示シテ殆全国ノ小学教員ヲシテ不平均ナカラシムル等其著大ナルモノナリ。

同年九月廿四日市町村立小学校校長教員ノ職務及服務細則ヲ定メラル

同年十月廿四日小学校設備規則ヲ改正セラレ廿七日小学校教員檢定等ニ関スル細則ヲ定メラル、蓋従来ノ檢定規則ハ小学校令改正ノ結果廢止トナリタルニ因ル

同年九月八日市町村立小学校准教員ノ進退取扱手續ヲ定メラル

明治三十四年一月二十三日市町村立小学校教員俸給旅費及諸給与規則（代用教員ノ分モ）ヲ發布セラル、蓋シ従来ノ諸規則ハ小学校令改正ノ結果廢止セラレタルナリ。

同年十二月十三日本郡長中尾松太郎氏來校セラレ親シク本校諸般ノ模様ヲ檢閲セラレタリ。

明治三十五年四月本校々務細則ヲ改訂シタリ。

明治三十六年一月学校基本財産蓄積方法ヲ制定シタリ、其ノ方法ハ児童卒業及修業ノ際応分ニ抛金セシメ又ハ各家ノ慶事及遊興ニ属スル諸興業等挙行ノ際其幾分ヲ寄附セシメ或ハ篤志者ノ抛金ヲ勧誘スル等ナリ。

明治三十六年十月十五日本校ニ裁縫設置ノ件認可アリタリト雖村經濟ノ一点ヨリ実施スルニ至ラザリキ

明治三十六年四月二日本尋常小学校ニ修業年限ニケ年ノ高等科併置ノ義認可セラレタリ、茲ニ於テカ式学級ノ尋常科ニ更ニ一学級ノ高等科ヲ併置シタルヲ以テ通シテ三学級トナリ校名ヲバ上黒瀬尋常小学校ト改称スルニ至リタリ。

明治三十六年十月二十日ヨリ裁縫科ヲ実施シ尋常科第三学年以上ノ女児童ヲシテ履修セシム

本村立高等科ノ授業料ハ本村住民ハ毎月金貳拾錢他町村住民ハ二十五錢トシ毎月二十日限り納付スルコト定メラル、但一家兩名以上同時ニ同科ニ就学スル場合ハ一人全額同人他ハ半額ノ規定ナリ

明治三十七年二月滿韓問題ニツキ露国ト交戦同月十日十日宣戦ノ詔勅下ル同時ニ文部省訓令第二号ヲ以テ宣戦ノ詔勅發布ニツキ学校管理者職員及学生生徒ノ心得方ヲ示サル、教育ノ事ハ義勇奉公勤儉貯蓄ノ精神鼓吹ニ傾キタリ

同年七月十二日文部省訓令第六号ヲ以テ 天皇陛下畏クモ本月十一日東京帝国大学ニ臨御セラレテ軍国多事ノ際ト雖モ教育ノ事ハ忽ニスヘカラス其局ニ当ルモノクク励精セヨトル優渥ナル叡旨ヲ賜ハタルヲ以テ教育ニ關係アル者益奮勵シテ教育ノ果効ヲ完クセンコトヲ示サル

明治三十七年九月十四日遼陽陷落ニツキ祝賀ノタメ本校児童国旗行列ヲ行ヒ村内氏神社ニ参拝ス

明治三十八年一月五日金城鉄壁難攻不落ト称セラレタル旅順陷落セルニツキ祝賀式ヲ挙行シテ記念樹ヲ行程ニ植エタリ

明治三十八年六月二日奉天陷落セルニツキ祝賀ノタメ本

校児童国旗行列ヲ行ヒ村内氏神社ニ参拜ス

明治三十八年十一月十七年平和克復ニツキ 大元帥陛下伊勢大廟ニ行幸アラセラレ奉告祭ヲ挙ゲサセラレ給ヒシニヨリ本校ニハ本郡訓令甲第二二号ニ基キ臨時休業シテ敬意ヲ表ス

附明治三十六年春以来満韓問題ニツキ日露交渉セルモ遂ニ破裂シテ三十七年二月十三日宣戦ノ詔勅ハ下リコトト前後シテ我忠勇ナル猊貅艦艦ハ海ヲ涉リテ仁川旅順方面ノ敵艦ヲ挫キ韓国及遼東半島ニ上陸シタル陸軍ハ連戦連勝破竹ノ勢ヲ以テ大山元帥指揮ノ下ニ敵軍ヲ遼陽奉天ト北ニ逐ヒ弘ヒ海軍ハ東郷大将統率ノ下ニ露国東洋艦隊ヲ撃破シ遠来ノバルチック艦隊モ僅ニ二昼夜ニテ日本海底ノ藻屑ト消エシメタリ、カク我軍ハ海ニ陸ニ連戦連勝向フ所敵ナキノ勢ナリシガ米国内閣ノ言ヲ容レテ講和談判ヲ米国ニ開キ彼我全權屢次ノ会見ヲ経テ樺太ノ南宋韓国ノ優越權及遼東租借權讓渡等ノ箇条ノ下ニ講和シタリ、茲ニ於テ一年有余ノ大交戦モ和ヲ結ビ平和ノ勅ハ下リ文部省ノ訓諭ハ出デタリ、我国開闢以来ノ仕事皇威ハ六合ニ普及シ国光ハ八紘ニ宣揚シ東洋ノ一等國トシテ世界ニ雄飛スルニ至レリ、コノ戦役間本校ニハ戦略地図ヲ製シ本村出征軍人一覽表及日露国勢比較表等ヲモ製作シテ児童教育ニ留意シ出征軍人ノ送迎ニ怠リナク戦病死ノ葬儀ニ列シ家族遺族ノ訪問慰藉ニ勉メ出征者ノ慰問等ニハ惰ラザリキ

明治三十八年十月三十日本校ニ於テ日露平和ノ詔勅奉読式ヲ挙行ス

同三十九年三月ヨリ授業料徴収ヲ廃止ス

明治四十年三月二十日勅令第五十二号ヲ以テ小学校令ヲ改正セラル、主要ナル点ハ義務教育ヲ六箇年ニ延長サレ且ツ高等小学校ノ修業年間ヲ二箇年若クハ三箇年トセラレタルニアリ

同年三月廿五日文部省令第六号ヲ以テ小学校令施行規則中ヲ改正セラル

同年三月廿五日文部省令第一号ヲ以テ小学校令中改正ノ要旨ヲ示サル

明治四十年七月十四日広島県令四十六号、明治三十四年広島県令第六号市町村立小学校教員俸給旅費諸給与規則

中左ノ通り改正ス、第十条ノ但書ヲ左ノ通り改ム

但シ職務ノタメニ傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタル者夏季冬季休業中休養スル者又ハ女子出産前後通ジテ五十日以内欠勤スル者ハ此限リニアラズ

第十六条教員ニシテ在職ノ俸小学校教員講習科ニ入学スル者ニハ俸給ノ一部若クハ全部ヲ給ス

但其額ハ市町村村学校組合又ハ区ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ム

明治四十一年三月三十一日本校高等科ヲ廢シ尋常科トナル、修業年限六ヶ年

明治四十一年九月七日文部省第二十六号ニ依リ左之通り改正セラル

明治三十三年文部省令第十四号小学校令施行規則中左ノ通り改正ス

第十六条及第一号表乃至第三号表ヲ削除ス

附則

従前ノ規程ニヨリ編纂シタル教科用図書ハ其ノ改正シタルモノヲ使用スルニ至ルマデ仍之ヲ使用セシム

明治四十一年九月七日文部省訓令第十号ヲ以テ小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及事態字音仮名遣並ニ漢字ニ關スル従前ノ規程削除ニツキ其要点ヲ示サル

明治四十一年十月十四日大詔煥發セラル

明治四十二年四月文部省令第十二号ヲ以テ小学校令施行規則ヲ改正セラル、其ノ要点ハ従来毎年四月一回ノ就学期ナリシヲ更ニ九月ノ就学期ヲ増シ就学ノ便ヲ与ヘラレ又一学校十二学級迄ノ制限ヲ改メテ十八学級迄ニ制限ヲ拡張セラル、蓋義務教育六ヶ年ニ延長ノ結果従来ノ制限ハ實際ノ状況ニ適切ナラザルモノアレバナリ

明治四十三年四月ヨリ各学科ノ教科用国定図書ヲ改定セラレタリ其ノ重ナルモノハ仮名遣ヲ旧ニ復シ読本如キハ大ニ漢字ノ数ヲ増シタリ

明治四十五年二月校務細則ヲ改訂シタリ

天皇陛下明治四十五年七月十四日ヨリ御重症ニ渡ラセラリシガ三十日午前一時四十三分崩御皇太子殿下直ニ御踐祚神器渡御遊バサシ大正ト元ヲ改メ玉フ、乃チ三十日午後四時児童ヲ急遽招集シ右ノ次第ヲ伝ヘ且ツ大喪中ノ注意ヲ与ヘ五時半散解セシメタリ

# **The Establishment of Elementary Education in Agricultural Districts in the Meiji period of Japan: a Case of Kamigurose-village**

Kazuaki KAJII

This paper discusses the process of establishment of elementary education in agricultural districts, focusing on Kamigurose-village in the Setouchi region of Japan.

Kamigurose-village founded Kamigurose ordinary elementary school in 1891. The number of students had increased year by year, the school attendance reached 90 percent in 1898 and was virtually 100 percent in 1907. Special mention should be made the school attendance of girls. That rose ahead of neighboring villages.

In a background of growing interests in education among people, Nakagurose-village set up advanced course in 1903. The students who graduated from advanced course came to go on to junior high school, and get modern jobs, such as public officials, school teachers, career soldiers, nurses.

Modern elementary education was firmly established in Kamigurose-village in 1900's and many villagers and their children began to use the expanding education opportunity to broaden the course in life.